

議案第14号

加西市水道事業給水条例及び加西市下水道条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

加西市水道事業給水条例及び加西市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市水道事業給水条例及び加西市下水道条例の一部を改正する条例

(加西市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 加西市水道事業給水条例（昭和42年加西市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(加西市下水道条例の一部改正)

第2条 加西市下水道条例（平成2年加西市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市が実施する工事又は災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事については、この限りでない。

第24条第2項第4号中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

災害等の非常時において、市が指定した工事事業者による給水装置工事又は排水設備工事の実施が困難であった場合に、他の市町村長等が指定した工事事業者が給水装置工事又は排水設備工事を実施することができるよう所要の改正を行うもの。